

独立行政法人国民生活センターの中期目標
期間終了時における組織・業務全般の
見直しについての当初案

平成24年8月15日

消費者庁

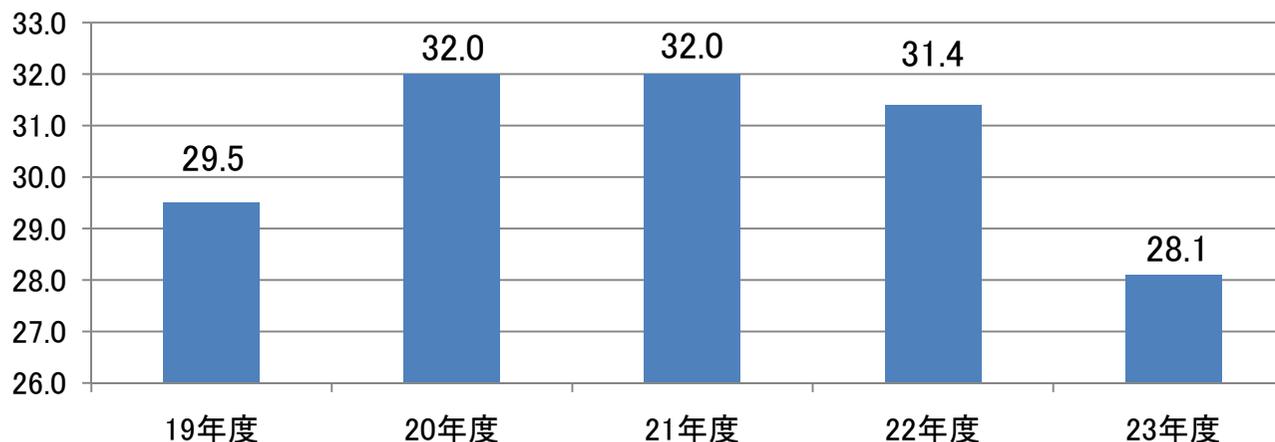
I 中期目標の達成状況等の概要

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 一般管理費 ⇒ 毎年度、前年度比3%以上の削減を達成
- ・ 業務経費 ⇒ 毎年度、前年度比1%以上の削減を達成
- ・ 人件費 ⇒ ラスパイレス指数110.2(平成17年度)を100.1(平成22年度)に
※ただし、平成23年度は100.4に増加。非常勤職員給与も大幅増。主務大臣も最広義人件費を削減すべきとの検証結果。
- ・ 保有資産の有効活用 ⇒ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成23年度末に相模原事務所の研修施設としての利用を廃止。

(参考) 運営費交付金の推移

(億円)



(注) 平成20年度については、別途、補正予算として、約99億円が措置されている。

Ⅱ 事務・事業の見直しに係る当初案の概要

1. 広報事業

業務を着実に実施するとともに、事業の役割・位置付けについて整理。

(行政サービス実施コストに与える影響)

業務運営の効率化により、更に経費を節減。

2. 情報管理事業

PIO-NETについて、全国の消費生活センター等における消費生活相談業務の支援等を引き続き行うため、平成27年3月末にシステム刷新等を行うべく、必要な作業を実施。

※消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、平成23年度以降の予算において、消費者庁が行っていた実施的な業務について抜本的に再整理済み。

- ①消費者庁の地方消費者行政サポートシステム構築事業を、PIO-NETによる対応を行う方向で事業を廃止(消費者庁予算22年度2010万円→23年度・24年度0円)。
- ②消費者庁の医療機関ネットワーク構築事業について、医療機関からのネットワークやデータベースの構築等を国民生活センターにおいて実施することとし、消費者庁予算を大幅に削減(消費者庁予算平成23年度4,319万円→24年度2,278万円)。

(行政サービス実施コストに与える影響)

システム刷新・業務運営の効率化により、更に経費を節減。

3. 相談事業

引き続き、専門分野に特化した相談員、職員を配置するなど「経由相談」の専門性を向上させるとともに、「土日祝日相談」及び「平日バックアップ相談」も引き続き実施することにより、消費生活相談に直接に対応する機会を確保し、消費者問題の早期発見、相談支援のためのノウハウを一層蓄積するなどにより、支援相談を充実・強化。

※ 従来の直接相談については、「事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、平成23年3月末で廃止。

(行政サービス実施コストに与える影響)

業務運営の効率化により、更に経費を節減。

4. 商品テスト事業

引き続き外部の検査機関を積極的に活用し、効率的な事業運営に努める。

※製品評価技術基盤機構(NITE)及び農林水産消費安全技術センター(FAMIC)との間で、平成23年5月17日に協定を締結。国民生活センターから両機関に商品テスト事業に必要な分析を迅速に依頼できるようにするとともに、民間検査機関の情報を共有し、活用について協力済み。

(行政サービス実施コストに与える影響)

業務運営の効率化により、更に経費を節減。

5. 研修事業

地方消費者行政の支援のため、地方自治体の消費生活相談員を対象とした研修を積極的に実施し、地方での開催やインターネットを活用したオンライン研修等を推進。
消費者庁で実施している研修との関係を含め、事業の役割・位置付けについて整理。

(行政サービス実施コストに与える影響)

業務運営の効率化により、更に経費を節減。

6. 紛争解決手続事業

引き続き、消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のため、和解仲介手続を実施し、終了事案の手続の結果を積極的に公表するとともに、一層の効率化を図る。

(行政サービス実施コストに与える影響)

業務運営の効率化により、更に経費を節減。

7. 企画調整事業

事業の一層の効率化を図った上で、引き続き事業を実施。

(行政サービス実施コストに与える影響)

業務運営の効率化により、更に経費を節減。

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案の概要

1. 不要資産の国庫返納

東京事務所が置かれた建物は合築のため、平成25年度中に国民生活センター以外の者が移転予定であることを前提として、同事務所の建物及び敷地を平成25年度中に国庫納付。

2. 事務所等の見直し

相模原事務所の在り方については、組織の見直しの結論を踏まえて決定。

3. 取引関係の見直し

- 引き続き、随意契約等見直し計画に基づき、随意契約を原則として一般競争入札へ移行。一者応札・応募となった契約は、実質的な競争性が確保されるよう改善を図り、コストを削減し、透明性を確保。
- 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」等に基づき、引き続き契約に係る情報の公開を推進し、適切に対応。
- 引き続き、「公共サービス改革基本方針」に基づき、官民競争入札等の積極的な導入を推進。また、随意契約や一者応札になっている案件について精査し、競争性の向上を図るとともに、国民生活センター契約監視委員会等を通じて、調達効率化や随意契約の見直し等についての取組を推進。

4. 人件費・管理運営の適正化

- 次期中期目標期間中においても、総人件費を毎年度1%以上削減するとともに、借上宿舍廃止後も、地域学歴勘案のラスパイレス指数が100.0となるよう人件費を削減。また、最広義人件費を平成21年度の水準にまで抑制。
- 業務運営コストを削減する観点から、次期中期目標期間を通じて、平成23年度比で、一般管理費を9%以上削減、事業費を3%以上削減。

5. 自己収入の拡大

- 出版物の販売、研修受講料等について、引き続き受益者負担が適正かどうかを検証し、必要に応じて見直し。
- 研修事業について、引き続き地方公共団体との共催を図るなど、経費を節減。

6. 事業の審査、評価

- 各事業の審査・評価について、外部評価の仕組みの導入について検討し、必要に応じて導入。

7. 組織の見直し

- 組織の見直しの結論を踏まえ、国への移行に向けた作業を適切に実施。